

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の必要性と流れ

1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画とは・・・

10年から15年の長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針を示すもので、概ね5年ごとに見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが望ましいとされています。

2. 策定の必要性

（1）根拠法

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」）第6条第1項

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

宮代町は現在久喜市とともに久喜宮代衛生組合を設立し、久喜宮代清掃センターにおいて、ごみの焼却処理を行なっています。

今後久喜市では新たにごみ処理施設を建設する計画で、これに伴い、現在組合が所管する久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、八甫清掃センターは新たなごみ処理施設に統合されます。

新たなごみ処理施設稼働後、組合は解散し、宮代町のごみ処理は久喜市に委託処理する予定です。

このようなことから宮代町独自の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定する必要があります。

（2）公表の義務

市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（3）策定に関わる手引き・マニュアル

「ごみ処理基本計画策定指針」

平成25年6月環境省 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

3. 策定の流れ

ごみ処理に関連する基本計画の策定の流れを下記に示します。

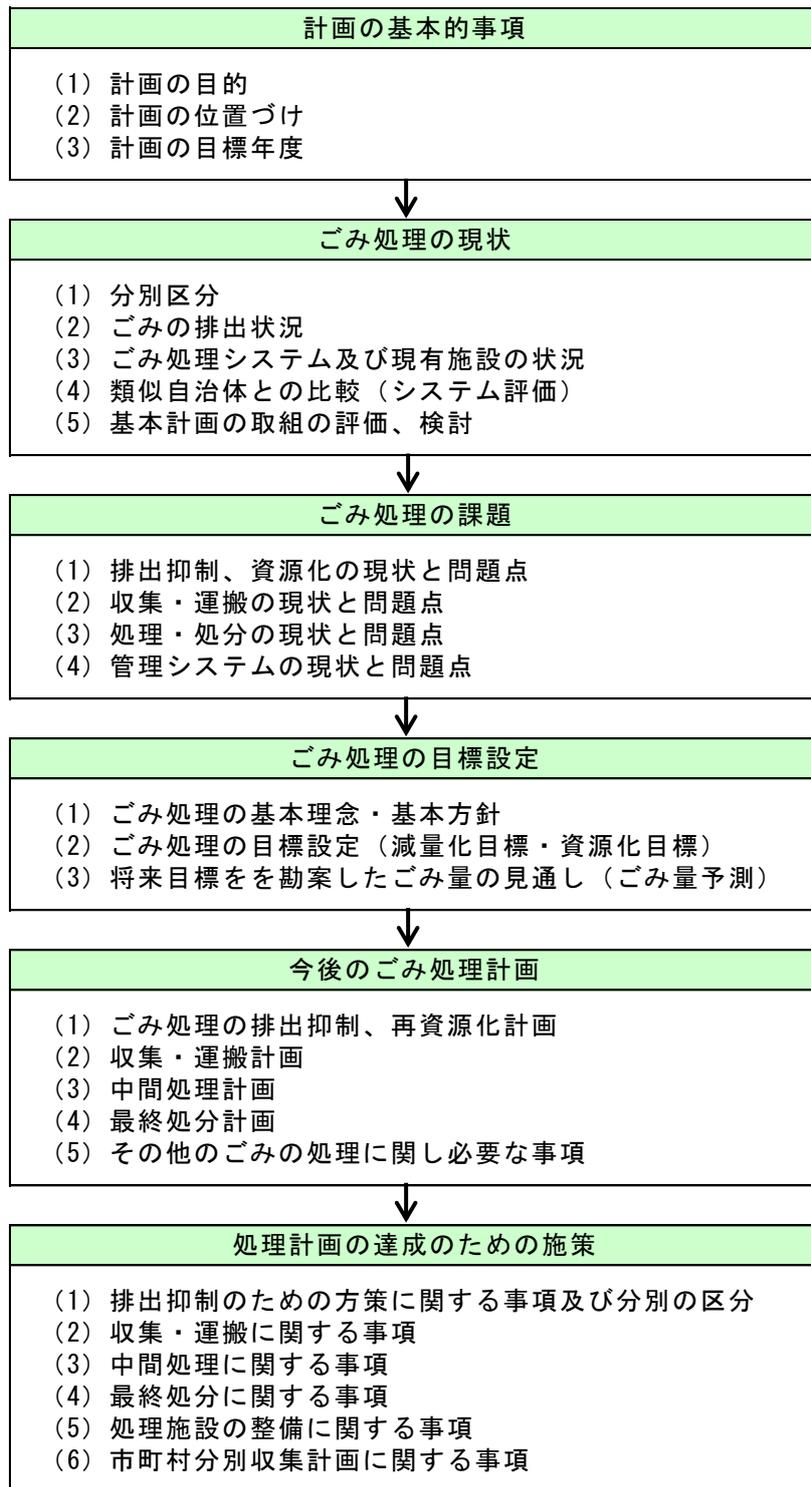


図1 ごみ処理に関連する基本計画の策定の流れ